

【平成30年度】奨学金関係 一覧表

	名称【団体名】	奨学生の資格	貸し付け月額	定数	備考	提出書類等	締切
1	高等学校等育英奨学資金 在学	①保護者が宮城県内に住所を有する。 ②経済的理由により修学に困難があること。 収入の目安 4人世帯;給与所得者の場合779万円以下 事業者の場合322万円以下 5人世帯;給与所得者の場合820万円以下 事業者の場合351万円以下 ※前年1年間(1~12月)の収入を基礎とする。 ③次の学力基準を満たす者。 新1年生;中学校3年次の成績が3.5以上 2,3年生;前年度在学した学年の成績が3.0以上 特例と認められる場合あり。新1年生は3.0~3.4,2・3年生は2.7~2.9 ④勉学意欲があり奨学生にふさわしい生徒であること。	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000 【貸与】		・返還あり ・既に奨学生である者や、予約奨学生として内定を受けている者は申請できない。 ※被災生徒奨学資金の奨学生を除く	①申請書 ②誓約書 ③振込口座登録依頼書 ④世帯全員の住民票 ⑤収入書類 ⑥世帯人員確認書類	【校内締切】 平成30年4月26日
2	高等学校等育英奨学資金 家計急変	①保護者が宮城県内に住所を有する。 ②主たる家計支持者等の失職または火災等の自由により家計状況が悪化し、緊急に奨学資金の貸し付けの必要が生じた場合。 ※学力及び、人物基準は適用されない。	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000 【貸与】		・返還あり ・既に奨学生である者や、予約奨学生として内定を受けている者は申請できない。 ※被災生徒奨学資金の奨学生を除く	①申請書 ②誓約書 ③振込口座登録依頼書 ④世帯全員の住民票 ⑤収入書類 ⑥世帯人員確認書類 ⑦家計急変の自由発生が確認できる書類の写し	【校内締切】 平成31年1月11日 (期日まで随時募集)
3	毎日希望奨学金	①東日本大震災で保護者が死亡または行方不明になり、学業継続が困難な状況になっている高校生。	¥20,000/月 【給付】	新1年生を中心とした 50名 (他校含む)	・返還不要 ・他の奨学金と重複可能	①申請書	【校内締切】 平成30年4月17日
4	J.POSH”まなび奨学金”	以下の要件をみたしていること ①本人の母親,保護者を乳がんで亡くしている,または本人,母親,保護者が現在乳がんで闘病中。 ②経済的な理由により修学またはその継続が困難な生徒。 ③給付開始時に高等学校,特別支援学校の高等部,専修学校の高等課程に在学中。	¥10,000/月 【給付】	年間50名	・返還不要 ・他の奨学金と重複可能	①奨学金給付申請書 ②前年の成績証明書(新1年の場合,中学3年生のもの) ③新学年の在学証明書 ④収入証明書 (源泉徴収,確定申告のコピー,市町村の発行する所得証明など) ※一次選考通過者は、追加書類(診断書、又は死亡診断書)の提出が必要(いずれもコピー可)	【校内締切】 平成30年5月11日
5	NPO法人ディック遺児奨学会	以下の要件をみたす東日本大震災の被災者の学生 ①平成30年4月20日現在、高等学校に在学している方。 ②両親または父か母のいずれかの親を亡くし、養子縁組または再婚による両親に扶養されていない方。	¥20,000/月 【給付】	若干名	・返還不要	①奨学金申込書 ②奨学生選考資料 ③在学証明書	【校内締切】 平成30年4月17日
6	公益財団法人 ハーモニ王氏育英会	①日本国内に居住する、日本国籍または中国国籍(大陸・台湾とも)を持つ高校生。 ②学力・人物ともに優秀でありながら経済的事情等により困窮する者。	100,000/年 (10,000×10回) 6月より給付開始 【給付】	10名	・一人親家庭を優先 ・返還不要 ・他奨学金との併願および重複受給可能	①奨学生願書 兼 学校長の推薦状 以下、一次選考合格者 ②在学証明書 ③成績証明書 ④応募生徒本人の住民票または外国人登録原票記載事項証明書	【校内締切】 平成30年4月1日

【平成30年度】奨学金関係 一覧表

	名称【団体名】	奨学生の資格	貸し付け月額	定数	備考	提出書類等	締切
7	公益財団法人 みちのく未来基金	高校卒業後の進学を希望する生徒で、以下に該当する者。 ①東日本大震災により両親またはいずれかの親を失った生徒。 ②学校法人格を有する大学、短期大学、専門学校への合格者	大学・短大・専門 学校の入学金・ 卒業までの授業 料 (一人あたり年間 300万円を上限 とする) 【給付】		・返還不要 ・他の奨学金との併用受給可	①エントリーシート ②奨学生推薦調書 ③戸籍謄本	随時募集
8	公益信託 人志奨学基金	国内に所在する国公立の全日制普通科の高等学校1年又は中等教育学校(後期課程)の4年に在学する生徒で、次に該当する者。 ①家族の生計を支える親を失うなど、何らかの理由によって経済的影響を受け、奨学金を必要とする者。 ②学業優秀(中学校3年次の国語・数学・理科・社会・英語の評定平均値が5満点中、4.4点以上)、品行方正かつ人格に優れる者。	¥20,000/月 【給付】	20名 (当校推薦 は1名)	・返還不要 ・他奨学金との併用・併願可 ・毎年学年終了後、成績証明書・在学証明書・近況報告書を提出する。	①奨学生願書 ②奨学生推薦状 ③在学証明書 ④成績証明書等 ⑤課題作文 ⑥保護者の年間収入を証明する書類	【校内締切】 平成30年4月25日
9	社会福祉法人 庄慶会	生計に困難のある家庭(低所得者世帯や母子世帯(父子世帯)、他の兄弟・姉妹が学生・生徒で出費が多い世帯、長期療養者を抱える世帯及び突然の事情により収入が大幅に減少した世帯など)の子弟で、心身共に健康で、あくまでひたむきに勉学したいとの意欲と気力をもっている者。	¥23,000/月 【貸与】		・返還あり ・新入生に限ることなく、現に在学中の各学年の生徒も、その事情が的確であれば出願可。 ・新入生に限り、学用品代(一時金)として別途50,000円貸与。	①奨学生願書 ②学業成績及び人物考査書 ③家庭状況調査書 ④世帯主並びに世帯内の納税義務者全員の所得証明書	【校内締切】 平成30年5月2日
10	あしなが高校奨学金 (1次募集)	高等学校(定時制・通信制を含む)、高等専門学校や5年一貫制高等学校の1～3年生、大学受験資格を得られる3年制の専修学校高等課程に在学していて、次にあてはまる生徒。 保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が著しい(注1)を負っていて、経済的に苦しい家庭の子ども。 (注1)次の障害認定を受けている場合をいう。 身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級。	¥45,000/月 【給付+貸与】	500人	・無利子貸与+給付型(貸与のみ、給付のみの選択は不可) ・貸与分は卒業の半年後から20年以内に返還。	①高校奨学生申請書 ②在学証明書、誓約書および振込指定依頼書 ③ゆうちょ銀行の通帳コピー ④戸籍謄本 ⑤所得証明書もしくは生活保護受給証明書 ⑥障害に関する証明書(保護者が障害を負っているご家庭のみ)	【校内締切】 平成30年5月2日
11	あしなが大学奨学金	2019年度に大学または短期大学(外国大学を除く)の第1学年に進学を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。 保護者(父または母など)が、病気や災害(道路状の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が著しい障害(注1)を負っていて、経済的に苦しい家庭の子ども。 (注1)次の障害認定を受けている場合をいう。 身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級。	一般:70,000/月 特別:80,000/月 【給付+貸与】	450人程 度	・無利子貸与+給付型(貸与のみ、給付のみの選択は不可) ・貸与分は卒業の半年後から20年以内に返還。 ・2019年4月から卒業(最短修業年限)まで。第1回送金は2019年6月。 ・大学奨学生予約募集と、専修・各種学校奨学生予約募集との併願不可。	①大学奨学生申請書 ②大学奨学生推薦書 ③所得証明書もしくは生活保護受給証明書 ④戸籍謄本(家族全員記載のもの/あしなが高校奨学生は不要) ⑤障害に関する証明書(保護者が障害を負っているご家庭のみ)	【校内締切】 平成30年5月11日

【平成30年度】奨学金関係 一覧表

	名称【団体名】	奨学生の資格	貸し付け月額	定数	備考	提出書類等	締切
12	あしなが専修・各種学校奨学金	<p>2019年度に専修学校や各種学校(※)へ進学、もしくは高等専門学校や5年一貫制高等学校の4年生に進級を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。</p> <p>保護者(父または母など)が、病気や災害(道路状の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が著しい障害(注1)を負っていて、経済的に苦しい家庭の子ども。 (注1)次の障害認定を受けている場合をいう。 身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第6級。</p> <p>※修業年限が1年未満の学校や、無認可校は対象となりません。</p>	70,000/月 【給付+貸与】	250人程度	<p>・無利子貸与+給付型(貸与のみ、給付のみの選択は不可)</p> <p>・貸与分は卒業の半年後から20年以内に返還。</p> <p>・2019年4月から卒業(最短修業年限)まで。第1回送金は2019年7月。</p> <p>・専修・各種学校奨学生予約募集と大学奨学生予約募集との併願不可。</p>	<p>①専修・各種学校奨学生申請書 ②専修・各種学校奨学生推薦書 ③レポート ④所得証明書もしくは生活保護受給証明書 ⑤戸籍謄本(家族全員記載のもの/あしなが高校奨学生は不要) ⑤障害に関する証明書(保護者が障害を負っているご家庭のみ)</p>	【校内締切】 平成30年8月31日
13	交通遺児育英会奨学金	<p>保護者が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む(申込時25歳までの人)</p> <p>※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当する。)</p>	20,000~60,000/月 入学一時金20万~80万円 (1年次1回限り) 【貸与】		<p>・無利子貸与</p> <p>・返還は最長20年</p> <p>・「海外語学研修」「奨学生の集い」など高校生向け制度あり(本会が費用負担)</p>	<p>①奨学生願書 ②保護者の所得に関する証明書 ③戸籍謄本 ④交通事故証明書 ⑤奨学金受取口座の「通帳」と「名義と口座番号」の部分の写し ⑥後遺障害の程度を証する書類</p>	【校内締切】 平成30年1月18日

〈新規募集の手続きの流れ〉

- ①担当者から申請に必要な書類をもらう。(生徒本人が受け取れない場合は、電話等でご相談ください)
- ②校内締切日までに、申請書類一式を担当者に提出する。
- ③担当が書類のチェックをし、送付する。(不備があれば、書き直し・再提出等していただきます)

〈継続申請の手続きについて〉

〈奨学金担当〉

平成30年度担当者:中村功、千島真未

〈学校で発行できる書類〉

- ・在学証明書
本校事務室で発行しております。(生徒が申請)
- ・学校推薦文